

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
○行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 平成28年3月18日条例第5号 略 附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。 (四万十町固定資産評価審査委員会条例の適用区分) 2 改正後の固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項、並びに第11条第1項の規定は、平成28年4月1日以後に地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第2項の規定による公示若しくは同法第419条第3項の規定による公示（同法第420条の更正に基づく納税通知書の交付がされた場合には当該納税通知書の交付）又は同法第417条第一項後段の規定による通知（以下この項において「公示等」という。）がされる場合について適用し、同日前に公示等がされた場合については、なお従前の例による。 略	○行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 平成28年3月18日条例第5号 略 附 則 この条例は、平成28年4月1日から施行する。 略